

デイサービスセンター彩幸（認知症対応型） 利用料金

（１）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の一部が介護保険から給付されます。

＜サービス利用料金＞

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金をお支払い下さい。

※自己負担割合を１割で計算しております。自己負担割合が１割以外の方は下記利用料金とは、異なりますのでご注意ください。

①指定認知症対応型通所介護の利用料金（１回あたり）

I、基本利用料

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	885 単位	980 単位	1,076 単位	1,172 単位	1,267 単位
1. サービス提供体制強化加算 (I)イ	18 単位				
3. 介護職員処遇改善加算 I (1～2 の合計×0.104) ※端数四捨五入	94 単位	104 単位	114 単位	124 単位	134 単位
小計	997 単位	1,102 単位	1,208 単位	1,314 単位	1,419 単位
4. 単価 (10.17 円) ※端数切捨	10,139 円	11,207 円	12,285 円	13,363 円	14,431 円
5. 保険給付分 (4×0.9) ※端数切捨	9,125 円	10,086 円	11,056 円	12,026 円	12,987 円
6. 個人負担分 (4－5)	1,014 円	1,121 円	1,229 円	1,337 円	1,444 円

II、入浴代（ご希望により入浴ができます。）

入浴介助を行った場合は１日につき 50 単位をご負担いただきます。

III、同一建物に居住し、サービスを利用される方は、１日につき 94 単位を減額します。ただし、傷病により一時的に送迎が必要になった場合は、この限りではありません。

IV、居宅と事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき 47 単位を減額します。

※Ⅱ～Ⅳにおける単位数に係る計算方法は以下のとおりです。

<計算例>

- ・(Ⅱ～Ⅳの単位数合計)×介護職員処遇改善加算 0.104＝Ⅱ～Ⅳに係る介護職員処遇改善加算額
- ・(Ⅱ～Ⅳの単位数合計＋Ⅱ～Ⅳに係る介護職員処遇改善加算額)×単価 10.17 円＝加算額
- ・加算額－(加算額×保険負担分 0.9)＝個人負担分加算額

※送迎費用は基本料金に含まれています。

②指定介護予防認知症対応型通所介護の利用料金（1回あたり）

I、基本利用料

1. 要介護度	要支援 1 766 単位	要支援 2 855 単位
2. サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18 単位	
3. 介護職員処遇改善加算Ⅰ (1～2 の合計×0.104) ※端数四捨五入	82 単位	91 単位
小計	866 単位	964 単位
4. 単価 (10.17 円) ※端数切捨	8,807 円	9,803 円
5. 保険給付分 (4×0.9) ※端数切捨	7,926 円	8,822 円
6. 個人負担分 (4－5)	881 円	981 円

II、入浴代（ご希望により入浴ができます。）

入浴介助を行った場合は 1 日につき 50 単位をご負担いただきます。

III、同一建物に居住し、サービスを利用される方は、1 日につき 94 単位を減額します。ただし、傷病により一時的に送迎が必要になった場合は、この限りではありません。

IV、居宅と事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき 47 単位を減額します。

※Ⅱ～Ⅳの計算方法は①<計算例>と同様です。

※送迎費用は基本料金に含まれています。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事の提供（食事介護の費用は除く）

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

昼食代：１食６００円（おやつ代込）食事時間：午後１２：００～

②通常の事業実施地域外への送迎

通常の事業対象実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として下記料金をいただきます。対象実施地域を越えた地点より片道１０km未満１００円、１０kmを超え１０又はその端数を増す度に１００円増し

③レクリエーション

ご契約者の希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。

利用料金：レクリエーションの内容により、材料費等の実費を徴収させていただきますことあります。この場合、事前に書面にてご説明いたします。

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

１枚につき １０円

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。おむつ、日常生活品等は、極力ご契約者でご用意いただくことを基本としますが、事業所にて、ご用意させていただく場合、実費徴収させていただきます。

⑥介護保険の支給限度額を超える通所介護サービス

介護保険給付支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

⑦サービス提供時間外サービス

サービス提供時間に該当しない下記の時間において、ご家族による送迎が可能な方には、２度目の利用以降、利用者の心身及び事業所の状況により受け入れを無料でいたします。但し、上記の時間帯については、厚生労働省の定める職員配置基準を満たしておりません。

- ・ サービス提供終了時間から午後６：００までの延長

⑧領収書の再発行

領収書の再発行を依頼する場合は１か月分につき１００円ご負担いただきますので、紛失等のないよう大切に保管願います。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う２カ月前までにご説明します。